三　安全文化を醸成するための活動を促進すること。
四　第十七条第一項に規定する照査を実施すること。
五　資源が利用できる体制を確保すること。
六　関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。
（原子力の安全の確保の重視）
第九条　経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び発電用原子炉施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。
（品質方針）
第十条　経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。
一　品質保証の実施に係る発電用原子炉設置者の意図に照らし適切なものであること。
二　要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持って関与することを規定していること。
三　品質目標を定め、照査するに当たっての枠組みとなるものであること。
四　職員に周知され、理解されていること。
五　妥当性を維持するために照査されていること。
六　組織運営に関する方針と整合的なものであること。
（品質目標）
第十一条　経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。
2　経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。
（品質管理監督システムの計画の策定）
第十二条　経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。
2　経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。
（責任及び権限）
第十三条　経営責任者は、部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。
（管理責任者）
第十四条　経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者（以下「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。
一　プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
二　品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。
三　部門において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。
（プロセス責任者）
第十五条　経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者（以下「プロセス責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。
一　プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
二　プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
三　プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。
四　安全文化を醸成する活動を促進すること。
（内部情報伝達）
第十六条　経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにするとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。
（経営責任者照査）
第十七条　経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。
2　発電用原子炉設置者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。
（経営責任者照査に係るプロセス入力情報）
第十八条　発電用原子炉設置者は、次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。
一　監査の結果
二　発電用原子炉施設の外部の者からの意見
三　プロセスの実施状況
四　発電用原子炉施設の検査の結果
五　品質目標の達成状況
六　安全文化を醸成するための活動の実施状況
七　関係法令の遵守状況
八　是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況
九　従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置
十　品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更
十一　部門又は職員等からの改善のための提案
（経営責任者照査に係るプロセス出力情報）
第十九条　発電用原子炉設置者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。
一　品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
二　個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
三　品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源

第四章　資源の管理監督

（資源の確保）
第二十条　発電用原子炉設置者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。
（職員）
第二十一条　発電用原子炉設置者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。
一　適切な教育訓練を受けていること。
二　所要の技能及び経験を有していること。
（教育訓練等）
第二十二条　発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
一　職員にどのような能力が必要かを明確にすること。
二　職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。
三　前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。
四　前号の措置の実効性を評価すること。
五　職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。
六　職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。
（業務運営基盤）
第二十三条　発電用原子炉設置者は、保安のために必要な業務運営基盤（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。